



The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい<sup>(1/2)</sup>

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可します:

- このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ません。
- しかし、「以下の条件を満たす限りにおいて、許可します。」
- それが「ソースコード形式」(の頒布)であれ「バイナリ形式」(の頒布)であれ許可します。
- 例えば、それらが「変更されていたとしても」変更の有無に関わらず許可します。

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい<sup>(2/2)</sup>

1. ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず含めてください。

- あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード形式」の場合は、
  - そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」を削除せずに、**譲渡 (retain)** おかねばならない。
2. バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に必ず含めてください。
- あなたが頒布しようとしているプログラムが「バイナリ形式」の場合は、
  - そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」は、受領者に見えなくなりますから、それを受領者に見える (appear) ように、「配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料」に「再掲 (複写、reproduce) しなければならない。

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条相当

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に付した告知すべてをそのまま残し、そしてこの許諾書の複製物「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する限り、許諾条件1が適用される。

**許諾内容:**

あなたは「プログラム」のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。

**許諾条件1:**

「このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ませんが、あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード」の場合は、あなたが頒布する限り、可能です (許諾します)。」ということを述べている。

その許諾条件は以下の通り:

- 複製物の各プログラムに掲載されている「適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載」のままである。
- 複製物の各プログラムに掲載されている「許諾書に付した告知」一切の保証の不在に付した告知もそのまま残す。
- 「このプログラムの複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する」ということを述べている。

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条相当

3. あなたは上記第1条および2条の条件にない、許諾条件1「プログラム」(source code)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することがある。

**許諾条件2:**

あなたが複製または頒布する場合は、以下のうちどれか一つを実行しなければならぬ。

- 著作物に、「プログラム」に対応した完全かつ機械的に読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)
- 著作物に、(中略) ソースコードを、(中略) 提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略)

**許諾条件2:**

「このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ませんが、あなたが頒布しようとしているプログラムが「オブジェクトコードないし実行形式」の場合は、以上の2条件を満たす限り、可能です (許諾します)。」ということを示している。

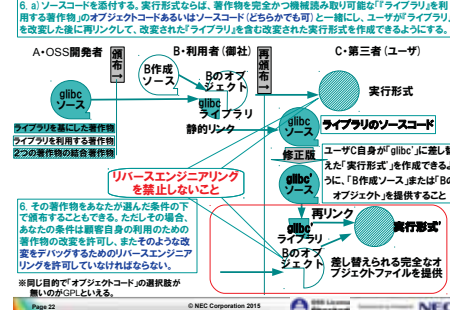
許諾条件1は、第1条の許諾条件のうち、バイナリで実施するのは「この許諾書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する」のみ

許諾条件2は、バイナリで「ソースコードを添付する」が「ソースコードを、(中略) 提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える」

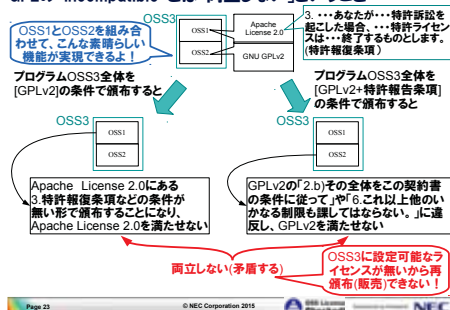
第5章 OSSライセンス詳細

- 特許権復元とは「許諾」が失効・終了する条件
- 対応レベルを選択するためにライセンスのタイプ分けが必要
- ドキュメントに必要な記載内容はライセンス毎に違う
- ソース開示の条件もライセンス毎に違う
- LGPLv2.1第6項にLGPL/GPLの「改変」の目的が見える
- 結合著作物にソース開示が求められるのはデバッグため
- ライセンスは、伝播・感染するものではない
- ライセンスが「incompatible」とは「両立しない」ということ
- 適用範囲の判断は、著作権のある著作物か否か

LGPLv2.1第6項にLGPL/GPLの「改変」の目的が見える



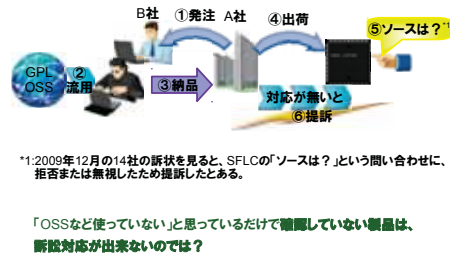
GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ



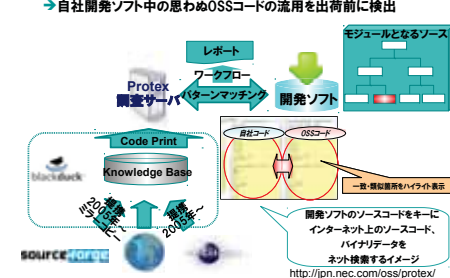
第6章 基本的な対策

- 自社開発のつまりなら「OSSを利用していないこと」を確認しましょう
- お客様は契約で再頒布のリスクを担保する傾向
- 開発物件に含まれるOSSの一覧を作成しましょう
- 自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう
- ライセンス違反のリスクの小さい状態におさまらましょう
- 製品構成するソフトウェア物件ごとに確認しましょう

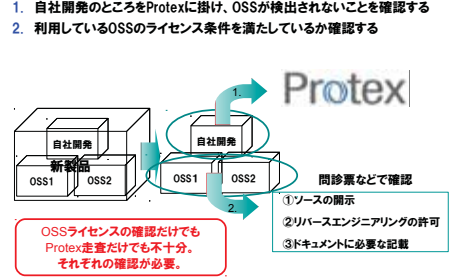
すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク



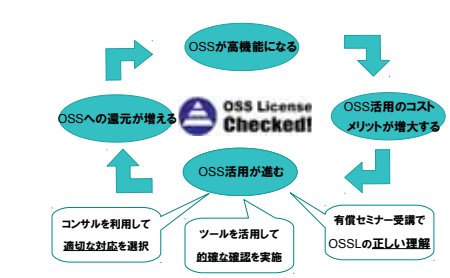
「OSSを利用していないこと」を確認するProtex



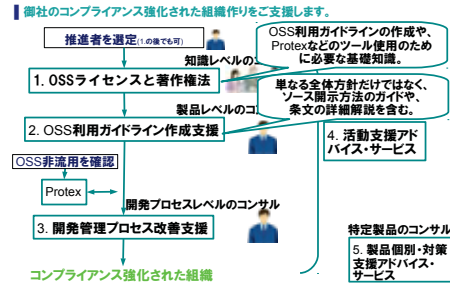
自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう



OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ



OSSライセンス・コンプライアンス コンサル へ



OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

http://jpn.nec.com/oss/ossicl/

Protex: http://jpn.nec.com/oss/protex/

